# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抄)

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な 方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の 振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとす る。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理 し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

# (総合教育会議)

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
  - 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料する ときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議 の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、 関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くこと ができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当 該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

#### (任命)

- 第四条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、 教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を 得て、任命する。
- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、 学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、 地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- $3 \sim 5$  (略)

(任期)

第五条 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育 長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 2 (略)

(罷免)

第七条 地方公共団体の長は、教育長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行 に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他教育長若しくは委員たるに適 しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、 その教育長又は委員を罷免することができる。

 $2 \sim 4$  (略)

(服務等)

第十一条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

8 教育長は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政 の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理 念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期し て当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

(教育長)

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十四条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。
- 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、 議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達し ないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、 この限りでない。
- 4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

5~8 (略)

9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(教育委員会の職務権限)

- 第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
  - 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
  - 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理 に関すること。
  - 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
  - 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
  - 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
  - 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

#### (長の職務権限)

- 第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次の各号に掲 げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。
  - 一 大学に関すること。
  - 二 私立学校に関すること。
  - 三 教育財産を取得し、及び処分すること。
  - 四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
  - 五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

## (事務の委任等)

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 (略)
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 (略)

## (文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

### 附則

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 附則第三条及び第二十二条の規定 公布の日
  - 二 附則第二十条の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政 法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の公布の日のいず れか遅い日
  - 三 附則第二十一条の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する 法律(平成二十六年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

### (旧教育長に関する経過措置)

- 第二条 この法律の施行の際現に在職するこの法律による改正前の地方教育行政の 組織及び運営に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第十六条第一 項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員 (以下単に「委員」という。)としての任期中に限り、なお従前の例により在職す るものとする。
- 2 (略)
- 3 前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日。附則第五条において同じ。)において旧法第十二条第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

### (新教育長の任命に関する経過措置)

第三条 新法第四条第一項の規定による新法第十三条第一項の教育長(附則第五条において「新教育長」という。)の任命のために必要な行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(新たに任命される委員の任期の特例)

第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第五 条第一項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ること のないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

(新教育長が任命されるまでの間の経過措置)

第五条 施行日(附則第二条第一項の場合にあっては、旧教育長の委員としての任期が満了する日)以後最初に新法第四条第一項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、地方公共団体の長は、委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。